

## 財産目録

令和2年03月31日現在

法人:社会福祉法人 横浜市南区社会福祉協議会

事業:法人全体

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
<b>I 資産の部</b>						
<b>1 流動資産</b>						
現金預金		—		—	—	33,298,463
現金	事務所内保管	—	送迎・拠点釣銭等	—	—	78,000
預貯金	横浜信用金庫吉野町支店	—	法人運営・事業費運転資金	—	—	33,220,463
事業未収金		—	権利擁護事業利用料等	—	—	130,718
未収金		—	正会費未入金分	—	—	75,000
未収収益		—	雇用経費他区請求分	—	—	193,682
前払費用		—	保険料	—	—	245,550
仮払金		—		—	—	0
流動資産合計						33,943,413
<b>2 固定資産</b>						
<b>(1) 基本財産</b>						
定期預金		—		—	—	3,000,000
基本財産特定預金	横浜信用金庫吉野町支店	—	基本財産として	—	—	3,000,000
基本財産合計						3,000,000
<b>(2) その他の固定資産</b>						
建物	パーティション	2017年度	室間仕切り	997,920	144,144	853,776
車輛運搬具	車両5台	—	利用者送迎・事業用車両	7,569,701	7,569,696	5
器具及び備品	紙折り機、 点字プリンター等	—	利用者貸出用等	3,403,809	2,748,529	655,280
投資有価証券		—		—	—	563,341
投資有価証券	第10回30年国債	—	アキュムレーション処理	—	—	563,341
運営基金積立資産		—		—	—	95,708,213
普通預金(運営基金)	横浜信用金庫吉野町支店	—	南区の社会福祉事業の健全な運営を図り、自主的な活動の財源を確保することを目的に積み立てている債権等	—	—	8,213
有価証券)第11回30年国債		—		—	—	32,700,000
有価証券)第37回30年国債	大和証券株式会社	—		—	—	50,000,000
有価証券)第61回30年国債		—		—	—	13,000,000
立川基金積立資産		—		—	—	53,282,652
普通預金(立川基金)	横浜信用金庫吉野町支店	—	寄附者の意向により、住民の福祉向上に役立てることを目的に積み立てている債権等	—	—	2,652
有価証券)第11回30年国債	大和証券株式会社	—		—	—	25,600,000
有価証券)神奈川県第215回公募公債	横浜信用金庫	—		—	—	27,680,000
白石小寺基金積立資産		—		—	—	311,342,784
普通預金(白石小寺基金)	横浜信用金庫吉野町支店	—		—	—	602,284
有価証券)第11回30年国債		—	寄附者の意向により、住民の教育と福祉向上に役立てることを目的に積み立てている債権等	—	—	50,000,000
有価証券)第165回政保道路機構	大和証券株式会社	—		—	—	100,000,000
有価証券)第37回30年国債		—		—	—	110,750,000
有価証券)第10回30年国債		—		—	—	49,990,500
綿野基金積立資産		—		—	—	15,060,000
普通預金(綿野基金)	横浜信用金庫吉野町支店	—	寄附者の意向により、南区内の子どもたちの幸せに役立てることをもくてきに積み立てている債権等	—	—	60,000
有価証券)第11回30年国債	大和証券株式会社	—		—	—	15,000,000
その他の固定資産		—		—	—	48,440
リサイクル料預け金		—		—	—	48,440
その他の固定資産合計						477,514,491
固定資産合計						480,514,491
資産合計						514,457,904
<b>II 負債の部</b>						
<b>1 流動負債</b>						
事業未払金		—		—	—	971,232
未払費用		—		—	—	6,665,242
預り金		—		—	—	0
流動負債合計						7,636,474
固定負債合計						0
負債合計						7,636,474
差引純資産						506,821,430

## (記載上の留意事項)

- ・土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載するものとする。
- ・同一の科目について控除対象財産に該当し得るものと、該当し得ないものが含まれる場合には、分けて記載するものとする。
- ・科目を分けて記載した場合は、小計欄を設けて、「貸借対照表価額」欄と一致させる。
- ・「使用目的等」欄には、社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実残額の算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産の使用目的を簡潔に記載する。  
なお、負債については、「使用目的等」欄の記載を要しない。
- ・「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額になることに留意する。
- ・建物についてのみ「取得年度」欄を記載する。
- ・減価償却資産(有形固定資産に限る)については、「減価償却累計額」欄に記載する。なお、減価償却累計額には、減損損失累計額を含むものとする。  
また、ソフトウェアについては、取得価額から貸借対照表価額を控除して得た額を「減価償却累計額」欄に記載する。
- ・車輛運搬具の〇〇には会社名と車種を記載すること。車輛番号は任意記載とする。
- ・預金に関する口座番号は任意記載とする。